

第六 言文一致

一 昔の言文一致

(一)

上古の口語體

古語拾遺に「蓋聞、上古之世未有文字、貴賤老少口々相傳、前言往行存而不忘。」とある。萬葉集にも「語り繼ぎ言ひ繼ぎ行かむ」といふ仕來りが見えてゐる。朝廷に仕へて大昔の事を語り傳へた語部といふ部族があつた事も新撰姓氏錄などに記してある。皇國第一の古典である古事記を上る時の表にも、古事記は稗田阿禮の誦習によるものを書き載せたと申してある。そのほか祝詞といひ、宣命といひ、萬葉集の歌といひ、つまり、その時代時代の活きた口語に基づいて出來たもの即ち口語體、又の名は言文一致體である。

それなれば、古人の口語は、あれほど立派な文章を成すほどに巧であつたのか、また祝詞のやうに仰山に對語對句をならべ、萬葉集の歌のやうに枕詞や掛詞をつかつたのであるかと云ふに、さうでは無い。神に申し上げたり歌を詠んだりする場合であるから、その時代の優れた人が言葉を修飾して最善の表現をするに努めたもので、決して無造作に出來た

ものでは無く、その時代の上品な口語の格法を基として練りに練つた結果、美はしい立派なものが出来たのである。これは上古ばかりの事ではなく、中古から後といへども、立派な口語體は何れもさうで、又さう有るべき筈のものである。これは見やすい道理であるが、ともすれば、言文一致の熱心家も、實行においてその洗鍊をゆるかせにし、それゆゑ言文一致に悪評を招くことがある。

奈良朝から平安朝に至つては、何分にも唐朝の文明に感化された時であるから、漢文を以て國史が編纂され、文選や白氏文集が詩文の模範となり、國文の方は之に壓せられてゐた。然るに平安朝の中期から國文が興る氣運となり、物語・和歌・紀行・日記・隨筆・史傳などが續々と現れ、盛に國文學の花が開いた。文學の種類によつてその文章にちがひはあるけれども、何れも口語體で有つた。中にも源氏物語の如きは、その時代の貴族の口語を最も巧にうつしたものである。大鏡の如き史傳も、二人の老翁が物語つたやうに書いてある。

奈良朝と平安朝の中頃とを較べて見るに、外國文學の影響には淺い深いの差があり、奈良朝の國文はおもに男子が堂々と書き、平安朝の國文は多くは才女が優しく書きながし、奈良朝のは莊重な方で、平安朝のは輕妙な方である。その文學の形式も内容も、大體において、強い文學と優しい文學といふ對照を感ずる。平安朝の末つ方に向ふと、文學も藤原

氏と共に衰運となつて、口語體の發展がにぶつてきて、既に榮えた文體、即ち後世からはゆる中古文を模範とするやうになつた。そこで、言文二途に分れる傾きとなつた。

(二)

鎌倉時代の
口語體

源平相争つた時から鎌倉時代へかけて、地方殊に關東の武門武士がはびこり、名にしおふ平安京も平安で無くなり、世態も言葉も益々かはつてきたので、一種の口語體の文章が試みられる様になつた。即ち戦記文において最も著しくそれが見えてゐる。なせといふに、保元物語・平治物語・平家物語の様に、主として武家の勇ましい言語舉動を記すのには、平安朝の公達や姫君の詞や生活を書いた弱々しい文體を以て能く書けるものでない。これには、やはり武家時代の漢語まじりの引締つた強い口語を加味し、殊に詞の文には東國辯などをを用ひて、「一定仕らんする仁に仰せつけらるべうや候ふらん。」「御説で候へば仕つてこそ見候はめ。」「名乗るまじいぞ、よれ、組まう、手塚。」「あはれ、これは齋藤別當で有るごさんなれ。」と云ふあんばいに書かねばならぬ。かやうに戦記文は口語に接觸し、徒然草によれば、平家物語の作者は、武士の事、弓馬のわざを東國の者に聞書きし、その文章を生佛といふ盲人に語らせて見たものだと言ふ。戦記文は武家時代の産物として愛讀され、その系統を引いた太平記が室町時代の初期に出た。さて又一方には、平安朝の文體が依然とし

て繼續し、たとへば大鏡の系統を引いた増鏡が現れて太平記と相對した。

言語は活きたものであるから、常に變化があつて、幾百年も立てば、又著しい新形式が成立つ。そこで室町時代の特色のある文章として現はれたものには、謠曲や狂言などがある。尤も謠曲の方は、狂言のやうに純粹の口語體ではなく、およそ、地は古文で綴り、詞は一種の口語體で綴つたものである。謠曲と狂言とは室町將軍の愛顧で發達し、その口語體は、近古の京都言葉に據つたものだが、今傳はる所のものは、江戸時代の修正を経てゐる。室町時代でも、中古文は依然として生命を保ち、兼好法師の徒然草、一條禪閣の藤川記などは、この文體に屬してゐる。

(三)

群雄割據の戰國時代が終を告げ、豊臣時代を経て江戸時代に移り、元和偃武の後は文運復興して、先づ漢文が盛になり、國文も興つた。國文には、賀茂真淵及び門人らの擬古文も隨分行はれたが、最も普通な雅文は、白石や益軒らの和漢混淆文、即ち今のいはゆる普通文の先驅をした文體であつた。公用文や私用文には、平安朝頃の漢文崩れから漸次庭訓往來の如く發達した候文が行はれた。但し女子には中古文交りの候文が行はれた。さうして時の口語體は、通俗の國文學の中に現れてきたのである。先づ上方言葉を基としたものが、

中正不偏の
古文

近松や其磧らの作物の詞の文に現れ、後には江戸言葉を基としたものが、一九や三馬や春水らの作物の詞の文に現れた。但し、江戸時代の口語體は餘り發達しなかつた。そのいは、前に述べたやうに全國を統一するに足る標準口語がまだ成立たつてゐなかつたからである。それで、口語としては最早生命のなくなつた中正不偏の古文（中古文や和漢混淆文や候文）を以て一般の文語とし、詞を言文一致にした平民文學までも、地の文には古文を用ひたのである。しかしながら講演式の文學において、鳩翁道話の如き立派な口語體の文章が現れたことは、實に上方言葉の名譽といふべきである。また輕文學から手を着けられた江戸言葉が、明治維新を界として東京語となり、遂に昇格して大日本帝國の標準語となるに至つたことは、最も注意すべきである。

二 今の言文一致

(一)

徳川時代の國文には古文が勢力を占め、時代の口語とかけはなれてゐて、國民に不便利であつたことは、まづ西洋文明に觸れた我が先覺者の感じた所である。幕末において我が國の事物の改良進歩が必要となつてきた矢先に當り、慶應二年に將軍慶喜公へ上つた建白

口語體の唱
首

書に、前島來輔氏は言文一致の文體を定めるべきことを説いた。所で、問もなく將軍家の政權奉還となり、明治の大御代が開けて開國進取の時代となつた。そこで又明治二年に前島氏は、政府へ國文教育について建議し、その施行方法の中に、「文章ハ古雅ヲ主トセズ近體ノ俗文ヲ主トス」と陳べた。然るにかやうな建議は用ひられないで、國文には漢文直譯體が流行し、さうして口語そのものの研究がまだ開けてゐない時であつたから、口語の文章はまだ起らなかつた。

明治十五年に矢田部良吉氏が東京語を以て文章を綴るが可いと説いたことは、前に述べた。その翌年成立つた「かなのくわい」の會員にも、また十七年に起つた羅馬字會の會員にも、言文一致を唱へた人々があつた。中にも三宅米吉氏は十七年八月に「かなのしるべ」に「くにぐにのなまりことばについで」と題して、方言調査の必要と方法とを説き、言文一致には方言を調べて之を統一する方法を定めることが急務だと唱へ、十八年四月に同志の人々と「方言取調仲間」を起した。また十八九年にまたがつて「かなのざつし」に「ぞくごをいやしむな」と題して、はべる文よりは飾りは少いが、實用に富む俗語の文が國民日用のため最もまさつてゐると説き、學者ぶつて平易な事を七面倒に云ふ惡弊を痛論した。

現代國語精説

一七八

しかしながら、久しい年月の間に練りあげた普通文と、まだ幼い今の言文一致とを較べることになれば、言文一致にあきたらぬ反對論者もあり、或は口語と文章とのちがひを擧げて、文章語は學藝の事を記すに適し、口語は俗事を寫すに適するといふ様な論者もあつた。とにかく口語體の文章は大いに鍊磨されなければならなかつた。

(二)

こゝに先づ文藝の方面から言文一致に手をつけた人々が現れた。十九年の頃、硯友社の「我樂多文庫」、婦人雜誌の「以良都女」などに言文一致を試みた山田美妙の「夏木立」といふ小説集が世に出た。これは現代の口語體文學の先驅である。二十年に二葉亭四迷の名作「浮雲」などがまた口語體で書かれた。これらは、漢文直譯體の小説「佳人之奇遇」などを愛讀した世の中に出て、口語體の價値を認めさせ、文壇に新生面を開いたものである。

二十一年九月雜誌「文」は「言文一致ノ論」と題し、口語における修辭の練習をすゝめ、言と文とを互に相近づけて精々一致を圖るが可いと説いた。翌年この雜誌は、山田美妙氏らと兒島獻吉郎氏らとの言文一致に關する論争を載せた。その翌年「しがらみ草紙」も「言文論」を掲げて、言と文とを相近づけるが可いと説いた。

さて二十年代の文藝における口語體の進歩を見るに、小説家等は益々口語體を鍊磨する

勢となつた。去る十八年に「小説神髓」や「當世書生氣質」を書き、長く早稻田で文藝を鼓吹してゐる坪内逍遙、「初戀」(二十年)の作者の矢崎嵯峨舎、「しがらみ草紙」(二十年創刊)に筆を執つた森鷗外、「殘菊」(二十二年)の作者の廣津柳浪、「油地獄」(二十四年)の作者の齋藤綠雨、「小公子」(二十四年)を譯した若松賤子、童話文學に向つた巖谷小波らは、その著しい人々で有つた。特に「二人女房」(二十五年)あたりから口語體を試み、「多情多恨」(二十九年)に至つて之を玉成したのは尾崎紅葉である。それからの小説は口語體になびく大勢となつた。口語體を發達させるため作家が工夫をこらした事は非常である。なせといふに、現代口語の標準がまだ定まつてゐなかつたのと、日本語は文句の止りが單調になり易いのみならず、現代口語の助動詞は中古文のそれに較べると簡略になつてゐるからである。

二十八年上田萬年氏は、「標準語に就きて」の論を「帝國文學」に掲げて、我が國の標準語を確定するの急務を説いた。そのほか新語法論が盛に起つた。その中に、關根正直氏は「語法私見」を「早稻田文學」に掲げ、語法上の改正を斷行すべき意見を述べて世の批評を求めたところ、異論も出たが、同意の説が有力であつた。大槻文彦氏は廣日本文典別記廿九年十月廿九日跋に、今からは口語法制定の業を起さうと記した。

三十三年一月帝國教育會から「國字國語國文の改良に關する請願書」が各大臣と兩院議長

言文一致會

とに提出された。その二月にこの請願と同じ趣意で國語調査會を設ける必要を兩院から政府へ建議した。その三月に帝國教育會の内で言文一致會が設けられた。その九月に同會は、ゆく／＼は全體の文章を残らず言文一致にすること等を決議し、それから諸種の文章の研究を進めた。翌年二月同會は請願書を兩院に提出し、國運を隆盛にするため、教育を發達させるため、國語調査會を設けて言文一致の實行を國家事業とすることを請願して、採納された。なほ同會は屢々演說會を公開して言文一致の實行を鼓吹した。演說者は坪井正五郎・菊地大麓・井上哲次郎・加藤弘之・新渡戸稻造・朝日幾太郎・澁谷愛・梅謙次郎・白鳥庫吉・三矢重松・井口在屋・後藤牧太・中井喜太郎・井上豊太郎・岡部精一・前島密・大槻文彦らの諸氏であつた。その演說の多くは、同會編纂の「言文一致論集」にあつてある。また雜誌としては、卅四年五月に同名異會の言文一致會から「新文」、翌年四月に言文一致協會から「新紀元」を、同年五月に言文一致會から「新文光」を發行した。そのころ他の諸雜誌や新聞にも言文一致論がにぎはつた。三十五年四月に組織された國語調査委員會は、その七月、調査方針の中に、言文一致の採用とその調査、國語の音韻組織の調査、方言の調査と標準語の選定、等を行ふことを決議した。

口語法の研究

國語調査委員會の調査方針

さて三十年代このかた民間における口語法の研究は追々に進んで、後には官邊の調査と

なつた。即ち、三十四年頃から、前波仲尾氏の日本語典や、石川倉次氏の「はなしことばのきそく」や、松下大三郎氏の日本俗語文典や、金井保三氏の日本俗語文典や、鈴木暢幸氏の日本語文典などが發行になり、三十九年に吉岡郷甫氏の日本語法、四十二年に白田壽恵氏の日本口語法精義、四十四年に保科孝一氏の日本口語法、大正二年に國語調査委員會の口語法、四年に同會の口語法別記が發行になつた。また言文一致の文例や文範が編纂された。即ち、三十四年に山田美妙の言文一致文例が發行になり、一年も立たぬうちに九版を重ねたと云ひ、三十五年頃から、言文一致名家文集・言文一致新文範・言文一致日用文・言文一致日用文範・口語體日用文例などといふ書物が盛に賣り出された。此等はみな口語體の發展を助けたものである。なほ口語の辭書には、松平圓次郎氏ら共著の俗語辭海などが發行された。

(三)

現代の口語體の標準語として、識者は夙に東京語を基とすることに着眼し、言文一致會も、東京の身分ある人の言葉を標準とした。さうして好く磨かれた東京語を標準として、現代の新文學が伸びてきた。顧みて現代口語體の國文の發展を見るに、前に述べた通り、先づ小説家らの骨折で生ひ立つてきた。その後の小説の文章は益々巧妙となり、常に口語

體の進歩の先鋒となつてゐる。ホトトギスや新小説や文藝俱樂部や早稲田文學や帝國文學や三田文學や文章世界などの文藝雜誌が口語體に貢獻した所は、甚だ多い。俳諧家の筆に成つた口語體の紀行や日記や隨筆や講義など、輕妙洒脫なものである。また講談本や脚本など、如何に言文一致の進歩を助けた事であらう。明治三十一年には氷川清話や福翁自傳を始として、學術上の著書も口語體で書かれた。嘉納東京高等師範學校長の告辭は、四十三年のころから口語體で讀まれた。揭示文や廣告文には言文一致が殖えてきた。

帝國教育會の内の言文一致會が使命を果したといふので解散したのは、四十三年九月である。そのころは既に色々の講義録や少年少女又は婦人の雜誌は、殆ど言文一致に限ると云ふ有様となつた。そのほか種々の雜誌や日々の新聞も、以前には普通文が獨占して居た論説にまで、言文一致の領域を擴げてきた。なほ公議輿論の伸張及び學問藝術の進歩により、立派な演説や講演などが盛に行はれ、且つ國語速記術によつて、廣くそれが讀まれるのである。帝國議會議事速記録の如きは、數日の中に津々浦々まで讀まれてゐる。國語速記術は明治十五年九月田鎖綱紀氏が始めて之を發表し、帝國議會の初期から應用された。かやうにして現代の言文一致は、平安朝このかた類ひのない發展をして、國語の一新紀元を開いたのである。

現代の口語體の發展を概説すれば、先づ叙事文から記事文、つぎに説明文や議論文に進み、更に儀式文や韻文に及んでゐる。今や言文一致はいよ／＼隆盛となつた。しかしながら莊重謹嚴を要する文章を如何に書くべきか、雅致風韻をたつとぶ歌謡を如何に詠むべきかは、口語體鍛鍊の課題である。

三 言文一致の方法

(一)

言文一致で進み行くのには、必ずその方法を定めねばならぬ。さうしなければ、言文一致は不統一になり、よく發達することができない。

まづ我が國語法の特質として、敬語體と常語體との二大別がある。現代において言文一致體の文章を除けば、我等は凡そ、敬語體に候文を用ひ、常語體に普通文を用ひて居る。これは、言文二途に分れてこのかた長い間に出來てゐる習慣であつて、いかに言文一致が勃興したとても、今俄かに悉くの候文や普通文に取つて代へることは出來ない。それで言文一致の方では、候文や普通文に代へべき口語文を能く整へおき、候文や普通文を用ひなくとも差支ないやうにせねばならぬ。そこで大略をいへば、敬語體の口語文が候文の跡目に

なり、常語體の口語文が普通文の跡目になるべきである。即ち、手紙の文や願書・届書や廣告文などには、敬語體を用ひ、記事論説や法令文や告示文などには、特に敬語體を用ひるべき場合の外は、常語體を用ひるべきである。

標準語法

さて口語文に用ひる標準語法は、東京についての教育ある社會の言語を基とし、これに各地の方言をも參酌して、成立たせるべきである。標準語法は、勿論東京語そのまゝのもので無く、東京語が能く整理されたものでなければならぬ。この整理より前に出來た口語文には、標準語法に合はない所もあることになる。また、その後に出來る口語文においても、作者によつては破格又は新奇の語法を用ひることもあらう。さうして特に標準語法の基となる言語に將來著しい一般的變化が起れば、標準語法も改められるべき時節が來るのである。

標準語と方言

標準語は、文章の上に用ひるのみならず、理想としては、日本國中の口語をも之に引きつけて統一するやうにしたいものである。けれども、各々の地方や夫々の社會に深く根ざした方言をば全く標準語に一變させることは出來かねる。たとひ一度それが改められるとした所で、また方言が発生するのである。それで、その方言の根絶を企てるよりは、標準語を自由に聞きわけ、自在に話せるやうに國民を教育して置く方が可い。即ち方言といふ着物を

禁止するに努めるよりは、先づ標準語といふ全國共通の晴着を一通り持たせて置く方が可
いと云ふわけである。

我等は標準語を重んじ、これを能く聞き、話し、読み、書くべきであるが、また講談・小
説・演劇などの對話や引用に必要な場合には、各々の地方、前々の時代、夫々の社會、様
々の人物の言葉を用ひる自由を認めて種々の特色を現し得るやうにせねばならぬ。例へば
「ございます」を標準語とし、さうして必要な場合には、江戸辯の「ござります」「ござりや
す」などや、今の諸方言の「ござんす」「ごあんす」「ごんす」「ごす」「がんす」「がす」「ござ
いす」「ござい」「ごいす」「げいす」「げす」などを用ひることを認容すべきである。

(二)

文章と修辭
文章家が語法において餘り破格をする事は好ましくないが、修辭において十分に腕を振
ふ事は甚だ望ましい。口語體は下品だとか冗漫だとか云ふ非難は、多くは鍊磨の足りない
所から起る。明治三十四年の春、言文一致會で作つた「悔みの文」について、山田美妙氏の
批評した中に、

○「御手紙を拜見致しては御手紙を拜見して」

○「御亡くなりになつたといふ御知らせは御亡くなりとの御知らせ」

○御亡くなりになつた御母上〔御亡くなりなの御母上〕

と云ふ風に改めたが可いと説いてある。長い年月の間に和文體や漢文直譯體や歐文直譯體などを混淆して、普通文といふものを數多の文章家が練りあげたと同じ骨折で、口語體をも練りあげるなら、必ず上品で引締つた文體となるに違ひない。その練りあげには、省略法や倒置法を用ひる位でなく、色々いろくと詞の藻あやを工夫せねばならぬ。尾崎紅葉らの先輩は、實にこれに努めた。口語體は、日々無造作に用ひてゐる言葉に甚だ近いから、これを立派に練りあげるのには、却て普通文などより困難な所がある。どうして言文一致が容易であらうか。

普通用と専門用

なほ云ふべきは、口語體の文章にも普通用と専門用とあるべき事である。すべて文章には、普通用即ち國民一般に讀ませる目的のものと、専門用即ち専門家に讀ませる目的のものとの別ちがある。これについて大切な事は、語彙の差別である。哲學者・語學者・理學者・醫學者・法律家・技藝家、そのほか種々の専門家には、それ／＼専門語があつて、門外漢には通じにくい。それで普通用の文章には、必要な場合の外は専門語を避けねばならぬ。鳩翁道話の如きは、こゝらに能く氣をつけてある。現今の専門用の語彙を見ると、殆ど漢語で滿ちて居る。専門家が必要に應じて、専門用の漢語、又は直接に西洋語などを用ひること

は、差支ない。しかしながら普通用の文章までが、そのつきあひをして、専門語を濫用しては困る。普通に「品物」「持主」「預り中」「見る」で能く分るものを「物件」「所有者」「保管中」「観察する」などと云ふが如きは注意すべきである。わかりにくい外来語を避けて、なるだけ耳なれた祖國語を用ひることを前に勧めたのも、おもに此の普通用のためである。なほ専門家の文章においても、その知識を一般に弘めようといふ場合には、なるだけ専門語を避けて普通語を用ひねばならぬ。

四 國民教育と言文一致

(一)

明治維新のころ、先覺者は早や言文一致を以て國民を教育すべき意見を持つてゐた。けれども候文仕込の寺子屋教育がわづかに改革されかけた位で、口語體どころか、いはゆる普通文さへもまだ定まらず、政府の法令文も漢文直譯體、民間の文章も多くは漢文直譯體の世の中であつた。時の文化を指導した福澤氏の「文字之教」(明治六年發行)が、

○天ヲ高シト云フハ誠ナリ ○卵ヲ四角ナリト云フハ偽ナリ〔普通文の例〕

○一揆之御相談は皆様方之學問御上達迄暫く御見合被下度深く奉願候〔候文の例〕

小學讀本

といふ文體であつた。さうして文部省が明治七年に發行した師範學校編輯小學讀本は、開卷第一に「凡地球上の人種は五に分れたり」云々といふ風に書いてあり、また文部省が八年に發行した小學入門の連語圖第一には、

「神は天地の主宰にして人は萬物の靈なり○善通を以て身を修め信義を以て人に交る○親子の間は親愛を主とし兄弟の際は友愛を専らとす」云々

といふ文章を掲げてある。しかし、これを寺子屋の庭訓往來流の教育に較べて見れば、改良の精神の在る所を察しなくてはならぬ。

十年代になつて、教育事業が益々進み、民撰の良い讀本が追々と出來、始めて口語體を入れた新保磐次氏の尋常日本讀本(八卷)が十九年に金港堂から發行された。さうして文部省編輯局から、十九年には讀書入門(一卷)、二十年には尋常小學讀本(七卷)と高等小學讀本(八卷)とを發行するに至つた。その讀書入門は、單語と口語體の文句とで成り、尋常小學讀本の開卷第一は、「あの　ひと　は、いぬ　を　つれて　あかちんす。」といふ口語體である。しかし其の緒言に、

「此書ノ文體ハ、最初ニ談話體ヲ用ヒ、漸次ニ進ミテ文章體ニ移リ、以テ目下普通ノ漢字交リ文ヲ了解スルニ至ラシム。」

と述べてある通り、口語體は、普通文體を了解するに至る階梯即ち方便であると見える。

けれども、之をこれまでの讀本に較べて見れば、その文章の改良進歩は目ざましい。我等は、民間著作家及び文部當局者の苦心經營の跡を察しなければならぬ。

二十五年のころから、民撰の小學讀本が多数出版された。何れも是までの讀本を參考とし、それら工夫をこらして編纂し、相競つて年々進歩して來た。中にも口語體の文章に最も鍊磨を加へた讀本は、おそらく三十二年に富山房から發行した坪内雄藏氏の著作であつたらう。

(二)

三十年のころ、中等教育における國語教授に著しい變化を起したのは、各學年に配當した讀本が編纂されたことである。尤もそれまでに稻垣千穎氏の和文讀本（四冊、十五年發行）や、今泉定介氏らの普通國文（二冊、二十三年發行）や、落合直文氏の國文軌範（一冊、二十五年發行）など、中等教育用の文集も出ては居た。しかし多くは平家物語・方丈記・徒然草・神皇正統記・太平記などや藩翰譜・折焚柴の記・駿臺雜話などを適宜に用ひて居た。然るに二十九年に至り、落合直文氏が、近世及び近古の文章を拔萃し、且つ現代名家文章をも加へて、中等國文讀本十卷を編纂した。それから他にも十卷組織の讀本が續々と出來てきた。それらの讀本は、初には僅かに口語文を入れたのであつたが、後に出るものは

ど口語文を増して來た。

三十三年に小學校令が改正になり、その施行規則が定められた。その國語の條において、言文一致のために最も注意すべきは、「言語ノ練習」の重んぜられた事である。そこで翌年伊澤校長が高等師範學校で調査を命じた同校尋常小學國語科實施方法要領には、

〔國語教授ニ用フル言葉ハ主トシテ東京ノ中流以上ニ行ハレ居ル正シキ發音及ビ語法ニ從フモノトス〕

と定めた。話方と云ふ事が流行しはじめ、綴方に自由發表といふ事が獎勵されて、口語文が時を得顔になつたのは、その頃であつた。

口語文は、國民教育に甚だ利益のある事がますます認められた。帝國教育會の内の言文一致會は、三十四年に言文一致で國民教育をする事を帝國議會に請願して採納され、その翌年、口語體唱歌の懸賞募集をした。三十四年に全國聯合教育會においては、「小學校の教科の文章は言文一致の方針によること」を滿場一致で可決した。その前後に、地方の多くの教育會などでも、國民教育における言文一致の擴張を是認した。

三十七年から小學校教科書が國定となり、文部省著作の尋常小學讀本(八卷)と高等小學讀本(八卷)とが發行された。この讀本は、三十三年の小學校令施行規則の實施このかたの讀本の様に、「とーてい」「思ふよーに」「帽子ぼうし」などと長音符を入れて書く例の發音的字母假

名遣を用ひ、また語學的工夫が多くて「語學的讀本」とさへ評された。その「語學的讀本」といふ特徴につき、この讀本の勳功として忘れてはならないのは、口語文を非常に發展させたことである。即ち高等小學讀本の最終の巻を見ても、「近松門左衛門」や「小書記勉三」と題する叙事文、及び大詰の「政務の組織」と題する説明文までを口語文で書き、二十課のうち十二課は普通文、六課は口語文、二課は新體詩といふ割合であつた。これは、單に口語文擴張の記念としてばかり見るべきでない、その精神において、少くとも口語文に普通文と同等の價値をもたせ、口語文を初歩の方便としないうで、標準語傳播の目的とした事を認めねばならぬ。

四十二年に國定教科書の中、先づ尋常小學讀本などが改作せられ、それから追々に高等小學讀本なども改作された。この度の讀本には字音假名遣が舊に復し、文學趣味が増してきて、面目の改つたことを感ずる。けれども口語文から云へば、前の國定讀本の主旨を失はないどころか、新體詩にまで著しく擴張されて、言文一致は國語教育において益々發展の有様となつた。

明治年間の終において更に回顧せねばならぬ事は、中等教育における口語體の發展である。三十年代の前半期までは、口語文の勢力は餘り發展しなかつたが、その後半期からは

長足の進歩をして、口語文は、中等教育の講讀において普通文や古文と並び立つほどの勢力を占めてきた。中にも、四十二年に檢定濟の坪内雄藏氏の中學新讀本の如きは、第一學年用では五十課の中の三十九課、(中略)第五學年用では四十四課の中の八課が口語文である。さうして中等教育の作文においても、口語文は追々普通文や候文の勢力を縮めてきた。

(三)

明治三十九年のころ飛驒の白川村の小學校長から聞いた事だが、當時の讀本の四五冊も讀んだ兒童は、よく東京語を聞きわけもし、話しめすると云ふことで、如何にもうれしく感じた。また四十五年に上野公園で開かれた全國小學校兒童成績品展覽會を見に行き、多少の方言の交つたのも有るけれども、總體において口語文の成績は良いが、之に反して普通文や候文は大いに劣つて居るのを見て、深く言文一致の趨勢を喜んだ次第である。

また出版界を見れば、表題まで「それからそれ」日本から日本へ「新しい村」どこへ行くと「滿鮮とところ／＼」などと云ふ口語體の書物が、近來益々多く現れて來た。さうして西洋の科學や文藝の名著が邦譯にされ、漢譯の佛典や支那の經書や文學書までも邦譯にされた。かやうにして現代の言文一致即ち口語體が流布して行く勢は、實に盛なものである。特に通俗の圖書は、口語文體に限るといふ有様。通俗物でない書物でも、口語文を用ひた

方が賣行がよいといふこと。そこで、出版の經濟から見ても、口語文體の方が優れてゐる。我が國の古文學書である古事記や源氏物語や枕草子や大鏡や平家物語や増鏡や徒然草などまでが、現代語に譯されてきた。

かの「佳人之奇遇」といふ漢文直譯體の小説などが持てはやされた明治十八年の頃、東京語にもとづいた口語文が試みられた際に、俗語で書いた文章などに趣味があるものかと云はれた時と、今の世の中とを比べて見ると、國文の變遷の甚だしいのに驚かれる程である。現今では、初等教育や中等教育を受けてゐる者のみならず、更に高等教育を受けてゐる者も、口語文を書くことは上手であるが、その反對に、普通文や候文を書くことは甚だ下手である。「口語文でなければ學生の作文が物にならぬ。」とさへ云はれてゐる。もはや口語文が前の普通文に代つて、普通文の名稱をも相續すべき世の中となつたのである。